

## 長期計画審議会委員の再任等のお願いについて

### 1 新たな基本構想、基本計画の策定スケジュール

区では、今年度内（令和2年3月を予定）に長期計画審議会からの答申を受け、その後、基本構想素案作成し、6月頃には素案の公表、パブリックコメントなどを経て、議会の議決を経た上で、令和2年中に新たな基本構想を策定することとしています。

また、新たな基本構想の策定に伴い、長期計画を構成する基本計画も新たに策定することになります。基本計画については、新たな基本構想の策定スケジュールに合わせて検討を進め、令和2年度中に策定する予定です。

### 2 長期計画審議会委員の再任のお願い

長期計画審議会の委員の任期は、目黒区長期計画審議会条例第4条の規定により1年とされており、区議会議員である委員以外の委員の皆様は、令和2年1月30日で任期が終了します（区議会議員である現委員の皆様は、令和元年5月30日に新たに委嘱させていただいたことから、任期の終期は令和2年5月29日になります。）。

ついては、答申を受ける令和2年3月まで、（任期は条例上、令和2年1月31日から令和3年1月30日までの1年間）引き続き委員をお願いいたしたく、再任の手続きをさせていただきたいと思っております。令和元年12月上旬に、文書にて再任の意向を確認させていただきます。

<参考>目黒区長期計画審議会条例（抜粋）

（設置）

**第1条** 目黒区の長期計画を策定するため、区長の附属機関として、目黒区長期計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

**第2条** 審議会は、区長の諮問に応じ、長期計画策定について、審議し、答申する。

（委員の任期）

**第4条** 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### <今後の長期計画審議会の予定>

時 期	審議会	議 題
令和2年 2月17日	第9回 長期計画審議会	○中間のまとめに対する意見への考え方 ○政策分野の大括り案、区の将来像
3月19日	第10回長期計画審議会	最終答申案について

### 3 今後の長期計画策定に係る区民参加について

区では、長期計画審議会からの答申を尊重し、来年4月から新たな基本構想を策定する作業を始めます。また、新たな基本構想に基づく基本計画についても、並行して内容の検討を進めていきます。

委員の皆様もご承知のとおり、基本構想は、区の将来像や区政運営の基本的事項、いわば「大方針」を定めるものであり、その将来像に向けて具体的にどのような政策・施策を行っていくかは、基本計画やその下に位置する補助計画で定めることとなります。

区としては、区政への区民参加を図る上では、今後の基本計画の策定過程においても何らかの形で意見聴取の機会を設けていくことが望ましいと考えており、その際には、各分野からお集まりいただいた現委員の皆様に、これまでの関わりを踏まえて、幅広くご意見を伺っていくことが良いと考えています。

そこで、来年度中に2回程度、委員の皆様との意見交換の場を設定することを考えており、可能であれば引き続きご協力いただきますよう、お願いいたします。

なお、詳細については、決まり次第、別途ご連絡いたします。

以 上